日本国債清算機関　制度要綱

２００４年1月２９日
株式会社日本国債清算機関

＜目次＞

Ⅰ．目的 3
1．目的 3
Ⅱ．参加者 4
1．参加者制度の枠組み 4
2．ネッティング参加者の形態 4
3．ネッティング参加者の要件 5
4．参加者の義務等 7
Ⅲ．業務 8
1．約定照合 8
2．債務引受対象範囲 9
3．ネッティング 10
4．資金決済 11
5．証券決済 12
6．決済未了への対応 13
Ⅳ．リスク管理 14
1．定義 14
2．評価時価 14
3．マージンコール 15
4．クリアリング・ファンド 16
Ⅴ．参加者に対する参加者資格の管理と破綻時の処理 24
1．概要 24
2．損失が発生した場合の配分方法 25

VI. 清算業務開始時期 26
1．清算業務開始時期 26

なお、新現先取引及び現金担保付貸借取引を広義のレポ取引ということで「レポ取引」と記述し、新現先取引における現先レート及び現金担保付貸借取引における“担保金付利金利率－貸借料率”を総称して「レポレート」と記述している個所もあります。

本制度要綱は、今後その内容に変更があった場合には随時公表していくこととする。
また、業務開始までのスケジュールや手数料等については現在検討中であり、これらについても確定次第順次公表していくこととする。

Ⅰ．目的

項　目	概　要	備　考
１．目的	わが国における国債の決済は、1996 年にローリング決済が導入されて以来、市場慣行の側面からは、約定から決済までの時間の短縮が図られ、旁、主要な国債決済システムである日本銀行ネットワークシステムを利用した決済においては、2001 年に即時グロス化が実現するなど、爾来決済リスクの削減努力が図られてきた。一方、国債発行量の増加に伴う国債市場の拡大や取引手法の多様化等を背景として、市場参加者等が取扱う国債の取引量、決済量も増加し、より一層の事務効率性を追求することが求められている。 このような環境下、市場参加者が協力し、日本国債店頭市場の安定性、効率性、利便性の一層の向上に寄与することを目的として、高度に機能集約され、円滑で秩序ある決済・清算等業務のためのサービスを提供するものとする。 なお、この制度要綱に基づく日本国債清算機関の業務開始に当たっては、主務大臣の免許並びに日銀当預取引、日銀ネット・オンライン接続及び国債振替決済制度の利用等に関する日本銀行の承認を受けることが必要である。	

Ⅱ．参加者

項　目	概　要	備　考
１.参加者制度の枠組み	➢ 日本国債清算機関を通じて日本国債の決済を行おうとする場合、日本国債清算機関のネッティング参加者となるものとする。 ➢ 日本国債清算機関へ参加を希望する場合は、日本国債清算機関に参加申込を行い、日本国債清算機関が認めることにより参加できる。	
２.ネッティング参加者の形態	日本国債清算機関は、ネッティング参加者をその取引手法などに応じ、以下の通りその形態を細分化する。	
(1)自己による参加	➢ 参加者と取引当事者が同一の場合、若しくは常任代理人を通じて参加する場合。 ➢ 常任代理人による決済は、現在の預り口決済を想定した参加形態（ネッティング参加者が常任代理人（クリアリング・バンク等）に決済などの指示を行う形態）で、クリアリング・ファンドなどはネッティング参加者名義による差入となり、決済のみを常任代理人が行う形態と、約定照合や担保・決済データの授受も全て常任代理人が行う形態の双方に対応する。	スキーム図については、 別紙のパターン①～③参照
(2)常任代理人による参加（清算取次）	➢ 常任代理人（クリアリング・バンク等、清算取次を行うもの）が日本国債清算機関のネッティング参加者となり、その顧客に代わって約定照合、クリアリング・ファンドの差入、決済を行う。 ➢ 約定照合は顧客のものであるとわかる形で行うが、日本国債清算機関からは常任代理人との間で債務の引受がなされ、常任代理人の自己の分も含めてネッティングされる。 ➢ 日本国債清算機関は諸々のリスク管理を常任代理人に対して行い、クリアリング・ファンドも常任代理人に対して要求する。 ➢ 常任代理人の自己口との間で日本国債清算機関は国債の決済を行う。	スキーム図については、 別紙のパターン④参照
(3)信託銀行の参加	➢ 信託財産は信託銀行の自己取引として取り扱われるために、日本国債清算機関への参加が可能。ただし、信託銀行自身の自己財産とのネッティングは出来ない。 ➢ 約定照合、債務の引受、各種リスク管理は、全て信託銀行の名のもとに行なわれ、信託銀行自身の自己財産とは別に管理される。 ➢ 決済については、どの信託口で決済をするかを確定する必要がある。	

項　目	概　要	備　考
３.ネッティング参加者の要件	ネッティング参加者の要件としては、参加形態に応じ、以下の基準を設ける。	
(1)参加基準	日本国債清算機関の参加者となるに当たっては、以下の項目を満たしていることとする。 ➢ 日本国債清算機関が定める契約を是認し、手数料を支払うこと。 ➢ 業法などの法令上の要件などを満たしていること。 ➢ 監督官庁から（日本国債清算機関の業務遂行さらには他の参加者に対し影響を及ぼすような）是正命令などを受けていないこと。 ➢ 清算業務を行うに十分な体勢を整えていること。 ① 期待される責任を果たし、正確かつ迅速な事務処理能力（合理的な範囲で、必要とされる条件や要求を十分に満たすことができる、人員や体制、物理的施設、帳票類や記録、内部手続き規則等）を有していることとする。 ② 保振機構殿の決済照合(債券約定照合)参加者として、連続 60 営業日以上を経過していることとする。 また、要求されるクリアリング・ファンドその他日本国債清算機関に対する債務の履行に対して対応可能な十分な財務力を有する必要があり、以下のような基準でその要件を設定する。	・この 60 営業日は、清算開始時に必要なクリアリング・ファンドの金額を予め算出したり、財務要件と取引量の関係などを観察するために必要な期間である。 ・ただし、日本国債清算機関初期稼動時においては、日本国債清算機関が定めた日付より保振機構殿の決済照合(債券約定照合)参加者として参加していることとする。
①証券会社または外国証券会社	➢ 純財産額が50億円以上であり、かつ資本の額(資本金）が3億円以上であること。 （ただし、前月に債務引受された取引金額（グロスの受渡金額）のうち、ある一定割合以上がネッティングされることを条件に、日本国債清算機関が認めた仲介業者については、純財産額が25億円以上であり、かつ資本の額（資本金）が3億円以上であることとする。） ➢ 自己資本規制比率が200%以上（ただし、外国証券会社で当該外国証券会社を実質的に支配している会社の保証がある場合は、150%以上）であること。	・日本国債清算機関初期稼動時においては、日本国債清算機関が定めたレポートを提出し、日本国債清算機関が認めた仲介業者について、これを適用する。

項　目	概　要	備　考
②短資会社、証券金融会社	上記、証券会社基準に準ずる。	
③銀行、信託銀行	➢ 純資産額が 50 億円以上であり、かつ資本の額(資本金）が 3 億円以上であること。 ➢ 国際統一基準適用先（外国銀行を含む）については、自己資本比率 8%以上（単体自己資本比率及び連結自己資本比率のうち監督官庁に提出している総ての値について満たす必要あり)、国内基準適用先については同 4%以上（同）であること。	
④常任代理人（清算取次）	➢ この場合、自己の取引のみを清算するのとは違い、清算を委託している参加者の保護、ならびに日本国債清算機関の健全性確保のためにも、参加条件はより厳しいものとなる。 ➢ 証券会社、あるいは外国証券会社、短資会社、証券金融会社については、①の基準のうち純財産額が 100 億円以上であり、かつ資本の額(資本金）が 3 億円以上であることが必要である。 ➢ 銀行、信託銀行については、③の基準のうち純資産額が 100 億円以上であり、かつ資本の額(資本金）が 3 億円以上であること。	
⑤非居住者	非居住者が自己の名前でネッティング参加者となる場合 ➢ 母国の当局の監督に服していること。 ➢ その非居住者が現地の法令上該当すると考えられる業態をもって、上記いずれかの参加基準に準ずることとする。ただし、日本国債清算機関の業務安定性の観点から非居住者（外国法人など）も、常任代理人等に約定照合や清算・決済業務を代行させるなど国内法人と同じように日本国内で業務能力を持つことが必要条件となる。	
(2)その他参考基準	➢ 基本的な財務要件を満たすことができない社の参加は原則的に認めないが、実質的に支配している親会社等による保証や、またリスク管理上問題がないことを前提に日本国債清算機関が特別に認めた場合に限って参加することを可能とする。親会社等が金融機関の場合は、その金融機関が該当する業態の参加基準に適合しているといった観点や、それ以外の場合は、非課税で取引が可能な法人であることや、十分な自己資本を有するといった観点など、日本国債清算機関が特別に認めた場合にのみ参加できる。 ➢ 通常預託すべきクリアリング・ファンド金額に比して財務上の純財産（純資産）額が過少など、参加者としての信用力に不安があると日本国債清算機関が判断した場合、財務上の要件を満たしていたとしても参加を認めないことも可能とする。 ➢ 同様に取引量に比して信用力に不安があると日本国債清算機関が判断した場合、財務上の要	

項　目	概　要	備　考
	件を満たしていたとしても参加を認めないことも可能とする。 ➢ これらの場合、日本国債清算機関はネッティング参加を希望する社を、不当に扱うことはない。	
４．参加者の義務等		
(1)契約の締結	日本国債清算機関の参加者は、日本国債清算機関との間で参加者契約その他の契約を締結する。	
(2)クリアリング・ファンドへの預託	日本国債清算機関の参加者は、日本国債清算機関との間で発生するいかなる債務の履行を確保するため、クリアリング・ファンドへ予め定められた現金を預託しなければならない。 預託する現金は、日本国債を以って全て代用することができる。	
(3)金銭債務の履行	日本国債清算機関の参加者は、日本国債清算機関との間で契約に基づき発生するあらゆる金銭債務について、所定の期限までにこれを履行しなければならない。	
(4)国債引渡債務の履行	日本国債清算機関の参加者は、日本国債清算機関との間で契約に基づき発生するあらゆる国債の引渡債務について、所定の期限までにこれを履行しなければならない。	
５．参加資格の喪失	日本国債清算機関の参加者は、参加資格を喪失しようとする場合には、あらかじめ清算機関の承認を受けるものとする。	
６．参加者に対する規制等	日本国債清算機関の参加者が参加者の要件を満たさなくなった場合や、参加者が日本国債清算機関の諸規則等に違反した場合、また参加者の義務等を特段の事由なく誠実に果たさない場合及びその他日本国債清算機関が参加者として不適当と認めた場合には、日本国債清算機関は参加資格を喪失させることができる。	参加資格の維持基準についても、必要に応じて日本国債清算機関は別途検討を行う。
７．参加者に対する調査	日本国債清算機関は、日本国債清算機関の運営上必要と認める場合には、参加者に対し必要な資料を請求し、検査を行うことができる。	

Ⅲ. 業務

項　目	概　要	備　考
１．約定照合	約定照合は、日本国債清算機関の事業目的である清算及び決済における最初のステップである。参加者においては、日本国債清算機関が参加者の債務を引受けるに当たり、各参加者が照合済みの約定データを日本国債清算機関に提供することが必須条件となる。	
(1)約定照合の概要	➢ 日本国債清算機関の認めた外部照合機関にて約定照合を行うこととする。外部照合機関は、株式会社証券保管振替機構を前提とし、照合業務は同保振機構の業務として整理する。 ➢ 取引報告データに項目「清算フラグ」を新設する。	
(2)外部照合機関の利用	ネッティング参加者が日本国債清算機関のネッティング機能を利用するには、まず日本国債清算機関が認めた外部照合機関より約定照合済のデータを送信すること。 ただし、一定の技術水準を満たしている電子的な照合システムを備えている等、日本国債清算機関が定める要件を満たし、かつ日本国債清算機関が認めた仲介業者である参加者に対して、その参加者を相手方とした取引で当該照合システムにより約定照合済であると認められる取引については、外部照合機関を用いることなく日本国債清算機関にデータを送信できることとする。	・株式会社証券保管振替機構の決済照合システム（債券約定照合システム） ・Locked In Trade スキーム図については、 別紙のパターン⑤参照
(3)外部照合機関における照合方法	外部照合機関における照合方法に関しては、照合スキーム・照合実績・参加者のニーズ等を勘案したうえ、日本国債清算機関が認めた方法に限られる。	株式会社証券保管振替機構殿の決済照合システム（債券約定照合システム）
(4)照合済データ	外部照合機関を利用し約定照合をするに当たり、照合済データに必要な項目を定める。特にネッティング参加者は以下の情報を付加する必要がある。 ➢ 清算フラグ 日本国債清算機関への債務引受を希望する場合は、両取引当事者が電文項目の「清算フラグ」を“Yes”とする。 ➢ 清算当事者 自己取引について債務引受を希望する場合は取引当事者を、清算取次ぎを希望する場合は清算取次ぎを行う参加者をそれぞれ指定する。 ➢ ネッティング口座 ネッティングを行うためにネッティング参加者が日本国債清算機関に開設した口座を１つ指定する。	

項　目	概　要	備　考
２.債務引受対象範囲		
(1)債務引受対象銘柄	➢ FB、TB ➢ 利付国債（２，４，５，６，10，20，30 年） ➢ 15 年変動利付国債 ➢ 分離元本適格国債、分離利息適格国債 ➢ 割引国債（３，５年）	承継国債（国鉄、石油等）、個人向け国債、物価連動国債に関しては対象外とする。
(2)債務引受対象取引	日本国債清算機関の業務の対象となる取引は、前述の銘柄を対象とした以下の要件を満たした取引とする。	
①一般売買取引	➢ 非課税玉を対象とした取引であること。 ➢ 決済日の１営業日前の日本国債清算機関が定めた時間までに約定照合が終了していること。 ➢ 約定日から受渡日までの期間が１ヵ月後の応答日未満であること。 ➢ 15 年変動利付国債の場合の追加条件として、約定時点で受渡金額が確定していること。 （例）約定日が条件決定前、受渡日が次回利払日前……清算可能 約定日が条件決定前、受渡日が次回利払い日の翌営業日以降……清算不可能 約定日が条件決定後……清算可能	
②現金担保付貸借取引	➢ 非課税玉を対象とした取引であること。 ➢ スタート受渡日の１営業日前の日本国債清算機関が定めた時間までに約定照合が終了していること。 （スタート受渡日当日の日本国債清算機関が定めた時間までに約定照合が終了していた場合、その取引のエンド分のみを債務引受の対象とする。） ➢ エンド受渡日に関する条件としては、約定時点でエンド受渡日が確定しており、約定日からエンド受渡日まで１年以内のもの。 ➢ 15 年変動利付債の場合、約定時点でエンド受渡日が利率の確定している利子計算期間内（利子計算期間の最後の日を含む）にあること。 ➢ 付利金利が非課税扱いとなる取引であること。 ➢ エンド受渡日に担保金、付利金利、貸借料を合算した金額を決済する取引であること。	
③現先取引	➢ 非課税玉を対象とした取引であること。 ➢ スタート受渡日の１営業日前の日本国債清算機関が定めた時間までに約定照合が終了していること。	

項　目	概　要	備　考
	（スタート受渡日当日の日本国債清算機関が定めた時間までに約定照合が終了していた場合、その取引のエンド分のみを債務引受の対象とする。） ➢ エンド受渡日に関する条件としては、約定時点でエンド受渡日が確定しており、約定日からエンド受渡日まで１年以内のもの。 ➢ 15 年変動利付債の場合は追加条件として、エンド受渡日が約定時点で利率の確定している利子計算期間内（利子計算期間の最後の日を含む）にある取引であること。 ➢ 利含み現先取引であること。 ➢ リプライシングは行わないこと。 ➢ 現先利子が非課税扱いとなる新現先取引であること。 ➢ 売買金額算出比率に関してはゼロのみとする。	
④その他	➢ 入札前取引において売買金額が確定していない取引については、当初は対象外とする。 ➢ 新発国債発行払込、国債先物取引の現物決済は、当初は対象外とする。 ➢ 日銀オペは対象外とする。	
３．ネッティング		
(1)債務引受		
①ネッティング適格対象となる国債及び取引	ネッティング対象となる国債及び取引については、業務の対象となる国債を対象とした取引のうち、約定照合が完了し、日本国債清算機関が債務の引受を行った取引とする。	
②債務引受のタイミング	➢ 約定照合済みのデータはネッティング適格であることが確認された後（③債務引受の認定後）、日本国債清算機関が定めた時点をもって債務が引受けられ、ネッティングされる。 ➢ その時点をもって債務引受（ネッティング）が行われた結果については、処理後速やかに参加者に結果通知電文が送付される。この通知をもって、決済の履行が保証されることになる。 ➢ なお、一旦債務引受がなされた取引については、参加者側からの取消は一切認めないこととする。 ➢ これらは各参加者と日本国債清算機関との間の契約にて拘束されるものとする。	午後 6 時 30 分をもって債務引受することを想定
③債務引受の認定	➢ ネッティング適格であることが確認された約定照合済みのデータについては、日本国債清算機関が定めた時点までに参加者の破綻等の問題が発生しなければ、その時点をもって債務引受がなされる旨の認定通知電文が、確認後速やかに参加者に返信される。	注：認定通知電文により、照合済みデータが問題なく債務引受の対象として認定された旨が通知されたとしても、その段階ではまだ債務引受はされていない。

項　目	概　要	備　考
	➢ なお、債務引受がされる時点までの間は、参加者側からのその取引の取消を可能とする。その場合、両当事者が取消電文を外部照合機関に対して送付し、外部照合機関にて取消の照合が終了していることが必要となる。 ➢ これらは各参加者と日本国債清算機関との間の契約にて拘束されるものとする。	
(2)ネッティング口座	➢ 参加者は、日本国債清算機関にネッティング口座を開設する必要がある。 ➢ 参加者は、複数のネッティング口座を開設することができる。 ➢ 参加者は、１つのネッティング口座につき、１つの決済口座を指定する必要がある。 ➢ 日本国債清算機関は、ネッティング口座単位でネッティング及びリスク管理を行う。 ➢ 参加者は、ネッティング口座開設に当たり必要となる情報を日本国債清算機関に提出する必要がある。 ➢ 特に、決済代理人・証券決済口座・資金決済口座に関しては、１ネッティング口座について各々１つ指定し提出する必要がある。	
４．資金決済	➢ 日本国債清算機関は、日銀ネット国債系及び当預系システムを用いて、RTGS にてその決済を行うこととする。 ➢ 日本国債清算機関は、国債の決済は振決債の自己口、資金の決済は自己の当預を用いて決済を行う（同時担保受払口を含む）。	これらの機能を利用できるよう、日本銀行に対し当座預金取引、国債振決制度参加、日中当座貸越取引を要望する。
(1)ファンズ・オンリー・セトルメント	ファンズ・オンリー・セトルメント(以下 FOS)とは、日本国債清算機関が参加者との間で資金のみを対象として行う決済のことであり、以下の通り類型化される。	
①受渡調整金額	決済を円滑にするために、決済日前営業日に取得される時価に基づいて算出される価格にて、決済日当日の決済対象となるネッティング明細の洗い替えを行い、ネッティング明細の元の精算金額との差額を算出する。この差額を証券決済とは別に資金のみにて決済を行う。	
②マージンコール金額	日々の値洗い（時価評価）により発生する差額を資金のみにて決済する。マージンコールの授受は決済日の前営業日まで行われる。	決済日当日は受渡調整金額となる。
③付利金	マージンコール金額に対する付利金を決済する。これは日々、１日分の決済が行われる。付利金利については、それを授受する日の前営業日の日本銀行発表の無担保コールの O/N 物レートの平均値を採用する。	

項　目	概　要	備　考
④元利金相当額の調整	レポ取引の期間中に国債の利払日が到来した場合や、フェイル状態の時に国債の利払日が到来したときなどに、これらを支払うべき参加者からこれら資金を徴収し、本来受取るべき参加者へと支払う。	
⑤その他必要な調整金額	通常は上記のみが受け払いの対象となるが、その他必要な調整金額が発生した場合は、FOS の中で授受する。	
(2)FOS の決済	➢ 資金の支払義務を負う参加者は、午前10時までに資金を日本国債清算機関に支払い、日本国債清算機関は全ての受取りを確認した後に、資金を受取る参加者に対して午前10時30分までに資金を支払うこととする。 ➢ 資金の支払義務を持つ参加者が決済を遅延した場合においても、日本国債清算機関は資金を受取る参加者に対してその支払いを遅延させることは原則的にはしない。その場合、決済を遅延させた参加者のクリアリング・ファンドを利用するなどして資金を工面する。	
５．証券決済	証券決済は、日本国債清算機関が参加者との間で証券を対象として行う決済のこと。	
(1)証券決済の方法	➢ 日本銀行の国債系にある日本国債清算機関の自己の国債口座（同時担保受払口）を用い、同時担保受払機能を利用したDVP 即時決済にて対応する。逆引きによる決済は想定しない。 ➢ クリアリング・ファンドを代用有価証券にて決済する場合があり、これらは別々に管理され、別々のタイムテーブルにて決済され、日本国債清算機関の自己の国債口座を用いて決済する。 逆引きによる決済は想定しない。 ➢ 尚、クリアリング・ファンドを資金にて決済する場合は、日本国債清算機関の自己の当預を用いて決済する。	
(2)証券決済予定明細の確定	➢ ネッティング完了後、日本国債清算機関から見た渡方・受方についてそれぞれ受渡数量は50億円を上限とした小口化を行い、決済予定明細を確定していく。 ➢ 決済予定明細については、日本国債清算機関による決済プライオリティに基づいて日本国債清算機関から参加者に対する払出予定を立てる。なおプライオリティは、銘柄毎の決済金額の大きい参加者順に50億を上限に小口化を行って決定される。 ➢ また、過去の決済遅延なども参考に、参加者毎のプライオリティも日本国債清算機関によって決定される。 ➢ 確定した決済予定明細を決済日前営業日の午後9時までに各参加者に送信する。このとき、日本国債清算機関にて各明細に決済番号が付与されている。	例：銘柄 X において、 参加者 A の決済金額 100 億(小口化 50/50) 参加者 B の決済金額 80 億(小口化 50/30) 参加者 C の決済金額 40 億(小口化 40) その場合の決済順は、以下のとおり。 A50→B50→A50→C40→B30

項　目	概　要	備　考
	➢ なおこのとき、参加者から見た場合の、日本国債清算機関の先の渡方・受方の参加者の詳細については一切通知しない。 ➢ 上記方法によって決済予定明細を確定し、受渡調整金額及び個別の証券決済の精算金額を確定する。	
(3)証券の決済	➢ 参加者が日本国債清算機関に対して国債の受渡を行う場合、日本国債清算機関から送信された決済予定明細の決済番号を付与して国債受渡依頼を行うこととする。 ➢ ネッティング後の決済明細については、日本国債清算機関は国債受渡依頼を参加者から受けるたびに、資金の支払える範囲内であれば即座に資金承認を行い、決済を終了させる。その後自己の国債残高を確認し、適切な国債の受取側の参加者へと即座に国債受渡依頼の送信を行う。 ➢ 国債の引渡義務のある参加者は、カットオフタイムの30 分前までに日本国債清算機関への国債受渡依頼の送信を行うこととする。 ➢ 日本国債清算機関は、その後ただちに国債を受取る参加者に対して国債受渡依頼の送信を行うので、受取側の参加者は即座に資金承認依頼を行う必要がある。 ➢ クリアリング・ファンド（後述。以下CF）の決済については、ファンドを差入れる義務のある参加者は午前11:00 までに国債あるいは資金を日本国債清算機関に差入れることとする。 ➢ 日本国債清算機関からは、日本国債清算機関に対するファンドの差入がすべて終了する午前11：00 からファンドの返却を受けることのできる参加者に対しての決済を開始し、午前11:30 までに終了させる。	
６.決済未了への対応		
(1)FOS 及び CF 差入に係る決済の未了	➢ FOS及びCFの差入は、指定時刻までに日本国債清算機関に対して必ず行われるものとする。 ➢ 事務ミスなどの理由により、これら決済を遅延させた参加者に対して日本国債清算機関は、最終的には参加者の資格の剥奪などを含む一定のペナルティを課す。	
(2)フェイル	➢ ネッティング後の国債DVP 決済については、契約に基づいて市場慣行と同様なフェイルを認めることとする。 ➢ ただしフェイルに伴ない、日本国債清算機関に国債が残ってしまうような処理は行わない。 ➢ フェイルしている明細については、ネッティング明細とは別に管理し、オブリゲーション・ネッティングまたはペイメント・ネッティングは、事前には一切行わない。ただし、決済の過程において、ペイメント・ネッティングをすることが、決済の円滑な終了に資すると判断できる場合は、その限りではない。 ➢ フェイル分についても、CF及びマージンコールの算出対象となる。	フェイル分については、日本証券業協会の統一慣習規則第 4 号に基づいて、一定期間経過後はバイインを行うことを日本国債清算機関は検討する。（日本国債清算機関からを受取る権利を持つ参加者からバイインを通知された場合は、渡し方に対して再通知を行うことで対応する。

Ⅳ．リスク管理

項　目	概　要	備　考
１．定義		
①マージンコール	日々の時価で受渡日毎のネッティング後の決済明細とフェイル明細をそれぞれ時価評価し、その差額を参加者から徴収、あるいは返却することで、相場変動リスクを日本国債清算機関が回避するために行う。資金のみの授受とする。日本国債清算機関は、マージンコールを支払った参加者に対しては無担 O/N の平均値にて付利を行い、マージンコールを受取った参加者からは逆に同様の利息を徴収する。なお、マージンコールの決済は、FOS の中の一項目として行われる。	
②クリアリング・ファンド(CF)	日々の時価で値洗いはするものの、万が一参加者がデフォルトした場合に、時価で洗い替えた明細を実際にクローズするまでの間の価格変動リスク、その他必要な資金決済を履行しないリスクなどを担保するため、参加者から徴収する担保。資金あるいは代用有価証券（日本国債）での授受が可能。現金部分は付利しない。なお、CF は最低必要額を設定する。	
２．評価時価		
(1)国債の時価	➢ 国債の時価は、市場の実勢に合った適正な時価を外部より取得する。 ➢ この場合、適正な時価であることや全銘柄の時価が揃うこと、またそれが日々確実に提供され続けることなどが求められる。	
(2)レポ・レート	➢ 参加者より、その当日基準のT/N、S/N、R/Nのレポレートと、（レギュラースタートの）1W、2W、3W、１M、2M、3M、6M、1Y、そして3、6、9、12月それぞれ20日のレポレートをヒアリングし、報告値の上下一定割合を控除した上で、その平均を求める。参加者のレポレートの報告方法については、日本国債清算機関より提供されるフォーマットにて報告を行う。 ➢ これらを銘柄毎に求め、各銘柄のレポレートとして適用する。なお、各銘柄がGC であるかSC であるかの判断等のために、別途GCのレポレートも参加者よりヒアリングし、その平均値を取った上で日本国債清算機関におけるGC 用のレポレートとして決定する。 ➢ 上記のようにシステム的にレポレートを求めつつも、その数値が懐疑的に思われる場合は、今一度個別に参加者にヒアリング等を行い、日本国債清算機関は独自にレポレートを決定できる裁量をもつ。 ➢ このレートをもって日本国債清算機関がマージンコール等の算出の際に用いるレポレートとする。 ➢ なお、タームのレポ等において、その期間がヒアリング期間の間に位置する場合は、直線補	

項　目	概　要	備　考
	完にてそのレートを求める。	
３．マージンコール		
(1)ネッティング尻の時価評価方法	➢ マージンコールを行うために日本国債清算機関は、レポレートを用いT+3以外の受渡日におけるネッティング後のポジションをT+3の価値に引き直す必要がある。それに適用するレポレートは、以下のように決定する。 ➢ 基準日をこえる受渡日については、求めたレポレートにてT+3における現在価値を決定する。 ➢ 基準日より前の受渡日については、求めたGCレートにてT+3における現在価値を決定する。 ➢ これは、レギュラー受渡日より手前の受渡日については、通常の取引とは異なるという考え方で、通常のレポレートとは違った形での取引がされることに対応したものである。 ➢ 一般売買については、約定日から1ヶ月後の応答日未満を受渡日とする取引を清算対象とするが、この期間全ての受渡について上記の方法にて現在価値を計算し、評価時価に基づいて値洗いを行う。なお、新発国債の発行払込が入札日から1ヶ月をこえてしまう場合については、当該銘柄（リオープンの前玉を含む）のみ発行払込日における取引も清算対象の取引とする。 ➢ レポ取引についても、約定日から１年後の応答日までをエンド日とする約定を清算対象取引とし、この期間全ての受渡について、上記の方法にて現在価値を計算し、評価時価に基づいて値洗いを行う。	着地取引ルールに準拠する。
(2)マージンコール金額の確定	➢ マージンコールは、参加者の一方が破綻した際に、もう一方の参加者に対し、その取引を履行するに当たって必要なコストを、日々の時価で値洗いを行うことで確保することが目的である。 ➢ 一般売買及びレポ取引という形で、それぞれ個別にネッティング尻を算出し、その受渡金額を、T+3の現在価値へと計算を行い、T+3を基準とした最新の評価時価から算出される金額と比較し、その差額をマージンコールとして授受することで、日本国債清算機関が引受けた債務の時価変動のリスクを回避する。 ➢ 銘柄、さらに一般売買とレポの別に計算されたマージンコール金額は、全てが合算されて最終的なマージンコール金額として確定される。 ➢ マージンコールは資金のみにて決済を行い、日本国債清算機関は一方の参加者からマージンコールを徴収し、その金額をもってもう一方の参加者へと支払うこととし、日本国債清算機関内部にマージンコール（資金）が滞留することはしない。また、この金額に対して付利が行なわれる。	

項　目	概　要	備　考
	➢ フェイル分マージンコールについては、マージンコールを計算する３営業日後に未決済ポジションがあるものと想定してマージンコールを計算する。 ➢ 現在価値を算出すべき受渡日が次回利払日をこえている場合、取引の形態に応じて利金相当額を調整する必要がある。例えば、利払後の受渡日における一般売買の場合、ネット受渡金額に利金相当額を加算し、その合計金額をレポレートにて割り引くことで、T+3 における現在価値を算出する。	
４．クリアリング・ファンド	➢ 前述のように、時価変動のリスク回避はマージンコールにて達成可能であるが、日々時価評価を行いマージンコールの授受を行っていたとしても、実際には時価評価とマージンコールのタイムラグや、取引をクローズするまでの時間の国債価格変動、マージンコールなどの必要な資金決済がなされないなど、日本国債清算機関はその他のリスクにもさらされていることとなる。 ➢ 日本国債清算機関は、これらのリスクを回避する必要があることから、担保としてCFを各参加者から徴収する。 ➢ CF については、現金または代用有価証券（日本国債）にて差入れることを可能とする。 ➢ これら CF により回避する損失は以下の通り。	
(1) ファンズ・オンリー・セトルメント(FOS)を履行しないリスク	➢ 参加者が日本国債清算機関に対してFOSを支払わないリスクを回避する。 ➢ その担保額の計算を行うに当たっては、受取及び支払い双方の金額の絶対値を対象に担保計算を行う。 ➢ FOSには、受渡調整金額の他にもマージンコールなどの構成項目があるが、日々の授受はFOSとして合算して行っているため、構成項目毎にCF金額を計算して合算するのではなく、日々のFOSの決済金額から算出する。	
(2) ＤＶＰ決済を履行しないリスク	➢ DVP 決済でかつ時価評価を行っているので、元本のリスクは基本的にはないと考えられる。 ➢ しかし、日本国債清算機関は日々時価評価を行いつつも、最終的に破綻者との取引をクローズするまでの間に時価が変動するなど、日本国債清算機関が損失を被る可能性のあるリスクを回避する必要がある。 ➢ また参加者の取引は、レギュラー受渡のみではなく、先渡しなど様々な受渡日で行っている。これらについても、日々レポレートにて値洗いが行われているが、このレポレートの変動により損失を被るリスクを回避する必要がある。 ➢ よって、現物 DVP 決済を履行しないリスクは、国債の時価変動のリスク、及びレポレート変動のリスクへと分解される。	

項　目	概　要	備　考
(3) クリアリング・ファンドの計算方法		
① ファンズ・オンリー・セトルメントを履行しないリスク対するクリアリング・ファンドの計算方法	➢ 日々のファンズ・オンリー・セトルメントの受取及び支払いの絶対値金額を算出する。 ➢ この金額の直近120 営業日（約6 ヶ月分に相当）のうち、金額の大きいもの20 営業日分から、その平均をとる。 ➢ この過去の実績値に基づいて算出された平均金額をもって担保金額とする。	
② 国債の価格変動リスクを回避するためのクリアリング・ファンドの計算方法	➢ 銘柄毎に常に時価評価をしているので、原約定と時価との間の変動リスクは勘案せず、一日分の価格変動リスクを考慮すればよいこととする。 ➢ 当該ファンドを算出する際の基本的な数値としてPOMA（米国FICC(旧GSCC) に倣いPOMA(Post Offset Margin Amount とする)）を設定する。 ➢ POMA は、「銘柄毎リスクファクター＊銘柄毎未決済額面」を全銘柄分計算し、それを合算することで算出される。 ➢ 参加者は、相殺後の各銘柄のポジションについては、日本国債清算機関に対して国債を引渡す場合と受取る場合の双方が当然ある。したがって、POMA もそのポジション状況に応じて銘柄間の相殺をすることを可能とする。ただし、相場の変動は、全ての銘柄が必ずしも同方向に変化するとは限らないことから、その相殺比率については、年限に応じて一定の限度を設ける。	
A) 各銘柄の価格変動のリスクファクターの計算		

項　目	概　要	備　考
ア．過去の価格変動実績からの計算	➢ 各銘柄の過去120 営業日分の時価（複利利回り）の変動幅を対象とし、サンプリングされた変動幅から標準偏差（σ）を求める。その際、サンプルされたデータから算出される平均値にかかわらず、平均値を0 と仮定して算出を行うこととする。 ➢ 以上の方法により計算されたσから、2 σをカバーできる変動幅を求める。（Var の考え方に沿ったもの）・・・① ➢ 120 営業日の時価変動幅から求められた平均値を基準として標準偏差を求める方法もあるが、相場が上昇や下落などのトレンドを持っている場合等、その方向に対しては標準偏差が過少に評価されるリスクがあることから、前述のような方法を採ることとする。（なお、平均値を算出した方式を採る場合は、平均値+2 σと平均値- 2 σの計算を行ない、その絶対値のより大きい数値を採る等の検討が必要になると考えられる。） ➢ 同様に、過去120 営業日分の時価の変動幅（絶対値）を対象とし、そのサンプルデータの95%程度がカバーできる変動幅を求める。（変動幅の上位から6 番目の数値を用いる）・・・② ➢ ①と各銘柄のベーシス・ポイント・バリューの積を各銘柄のリスクファクターとするが、日本国債清算機関は必要に応じて②と各銘柄のベーシス・ポイント・バリューの積を採用することも可能とする。これは、双方の数値を比べることにより、Var の難点の一つである、緩慢な相場の中で急激な相場変動が起きた場合に数値の反映が遅くなるといったリスクをある程度回避するためである。 ➢ 個別銘柄のリスクファクターを算出するに当たっては、TB やFB といった時価のサンプル期間に対して年限が十分に長くないものや、サンプルデータの少ない新発国債等については、常に新発銘柄の時価変動幅を必要期間分サンプルとすることで、それを基準にリスクファクターを決定する。 ➢ また、短期債についてはこの方法で決定される時価の変動幅が殆どないようなケースも想定されることから、短期金利の変動リスク等も勘案して決定することとする。	

項　目	概　要	備　考
イ．各銘柄のリスクファクターの決定と、年限ゾーン毎のリスクファクターの決定	➢ 上記で計算されたリスクファクターを用いて、当該銘柄のリスクファクターの暫定値とする。 ➢ クリアリング・ファンドの計算においては、残存年限に応じてカテゴリー分けを行い、そのカテゴリー内にある全銘柄のリスクファクターの暫定値を参考に、そのカテゴリーにある銘柄全てに一律同じリスクファクターを決定し、その数値を確定値としてクリアリング・ファンドの計算を行う。基本的には、各残存年限のカテゴリーに入る銘柄の中で、一番数値の大きい銘柄のファクターを適用する。 ➢ 各カテゴリーにおけるリスクファクターを決定する際には、当該計算期間の直近3 半期の期間内で利用した、各年限毎のリスクファクターの最大値を下回らないこととする。 ➢ ただし、この方法はリスクファクターが大きくなることはあっても、数値が小さくなることは無いので、日本国債清算機関が認めた場合において、前年度あるいは前半期を下回ることも柔軟に行うこととする。 ➢ また、その他価格変動リスクがあると日本国債清算機関が認めた場合は、上記の計算以外の方法でリスクファクターを決定することも想定する。その基準については、別途検討する。 ➢ 業務開始時においては、各銘柄のリスクファクターについては、必要期間分さかのぼって時価を取得することで対応する。 ➢ 残存年限毎のリスクファクターは、1ヶ月に1 回程度の割合で見直し、数値は参加者に公表する。 ➢ ただし日本国債清算機関は、このリスクファクターの計算結果が大きく上昇したなど必要のある場合には、その数値を適宜変更することができる裁量をもつこととする。	

<table>
<tr><th>項　目</th><th>概　要</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>B) 銘柄間の POMA の相殺</td>
<td>➢ 上で求められた各銘柄のクリアリング・ファンド金額を、その引渡及び受取債務の金額に応じて相殺できることとする。
➢ 相殺に関しては、銘柄を残存年限毎のカテゴリーに分別し、そのカテゴリー内ではほぼ全て相殺することを認めるが、カテゴリーが異なるものについては、その全てを相殺することはせずに、一定割合についてのみ認めることとする。
➢ 具体的な相殺クラス及びクラス毎の相殺可能な割合の例は右表のとおり。なお、数値については一定期間（半期、一年など）毎に見直すこととする。
➢ 同一カテゴリーのものでも、該当する銘柄全てが全く同じ値動きをするわけではないことから、同一年限ゾーンでも銘柄間の相殺比率には一定の限度を設けることで検討する。（表2では、95%までしか相殺できないと仮定している）</td>
<td>表1:残存年限とﾘｽｸﾌｧｸﾀｰ及び相殺ｸﾗｽ
<table>
<tr><th>を超えて</th><th>以下</th><th>相殺ｸﾗｽ</th></tr>
<tr><td></td><td>3ヶ月</td><td>A</td></tr>
<tr><td>3ヶ月</td><td>6ヶ月</td><td>A</td></tr>
<tr><td>6ヶ月</td><td>1年</td><td>A</td></tr>
<tr><td>1年</td><td>2年</td><td>B</td></tr>
<tr><td>2年</td><td>4年</td><td>B</td></tr>
<tr><td>4年</td><td>5年</td><td>C</td></tr>
<tr><td>5年</td><td>7年</td><td>C</td></tr>
<tr><td>7年</td><td>10年</td><td>D</td></tr>
<tr><td>10年</td><td>15年</td><td>D</td></tr>
<tr><td>15年</td><td>20年</td><td>E</td></tr>
<tr><td>20年</td><td>30年</td><td>F</td></tr>
</table>
表2:相殺ｸﾗｽごとの相殺可能な割合(%)
<table>
<tr><th>相殺ｸﾗｽ</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th><th>F</th></tr>
<tr><td>A</td><td>95</td><td>80</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>B</td><td>80</td><td>95</td><td>70</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>C</td><td>0</td><td>70</td><td>95</td><td>60</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>D</td><td>0</td><td>0</td><td>60</td><td>95</td><td>80</td><td>50</td></tr>
<tr><td>E</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>80</td><td>95</td><td>70</td></tr>
<tr><td>F</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>50</td><td>70</td><td>95</td></tr>
</table>
上記表 1,2 とも、あくまでも現時点でのサンプルであり、詳細は別途検討し確定する。</td>
</tr>
</table>

項　目	概　要	備　考
C) POMA の算出	➢ 各銘柄のネット尻ポジションより、そのロング・ショートを相殺して1 銘柄当たり1つの未決済残高を計算する。・・・① ➢ ①に各年限のリスクファクターをかけることで、各銘柄のクリアリング・ファンド必要額を算出する。・・・② ➢ ②で計算されたクリアリング・ファンド必要額を、相殺割合と相殺カテゴリーに基づいて相殺を行う。・・・③ ➢ ③をPOMA として確定する。 ➢ なお、過去120 営業日の間に計算されたPOMA の大きいものから20 営業日分の金額を平均したものを平均POMA とし、過去の大きな相場変動やポジション変動をも反映できるような数値も同時に計算する。・・・⑤ ➢ また、決済日当日のポジションを控除した上で計算される POMA を、調整 POMA とし、これも別途計算する。・・・⑥	
D) 時価からの価格変動リスクを回避するための最低クリアリング･ファンド金額の算出	➢ 当該リスクを回避するためのクリアリング・ファンドを計算する際には、日本国債清算機関に対する国債引渡及び国債受入のポジションから計算されるファンド額について（いわゆるネットロング及びネットショート）、一定の上限は設けるものの相殺することとした。しかし、それでも価格変動が想定通りにならないリスクは常に抱えている。 ➢ したがって、日本国債清算機関は参加者のポジションから算出された各銘柄当りのクリアリング・ファンド金額をネットせずに、グロス金額として算出し、そのグロス金額の10%をDVP決済を履行しないリスクを回避するためのクリアリング・ファンドの最低額として算出し、これにより、ある一定金額は常にリスク回避を行うこととする。	
E) 時価からのリスクを回避するためのクリアリング･ファンド金額の確定	上述の POMA 、平均 POMA 、調整 POMA 及びクリアリングファンド最低額を比較し、最大の数値をもって「時価からの価格変動リスクを回避するためのクリアリング・ファンド金額」として確定する。	
③ レポレートの変動に関するクリアリン		

項　目	概　要	備　考
グ・ファンド		
A) レポレートの変動リスクを計るためのリスクファクターの決定	➢ レポレートの変動については、日々のレポレートを時価と同様にサンプリングして、その変動幅の平均と標準偏差から、レポレートのリスクファクターとして計算するという考え方も取れる。ただし、このような手法を用いても、ほとんど変動幅が出ないこととなり、不測の事態に対応できない可能性がある。 ➢ 短期金利の変動については、足元は金融政策の変更によってデジタルに変動すると考えられ、ターム物については金融政策の変更を織り込みながら推移することから連続的に変化すると考えることができ、日々の値洗いの中でそのリスクは大部分回避できると考えられる。しかし、それでも足元のデジタルな変化に伴うレート変動については、その影響を受けることが否定できないことから、担保として徴収しておく必要がある。 ➢ GC 対象銘柄となるものについては、レポレート変動のリスクファクターを0.25%とする。 ➢ SC 対象銘柄となるものについては、当該銘柄のレポレートとGC レートとのスプレッドをもって、レポレートの変動リスクファクターとする。ただし、そのスプレッドが、GC のリスクファクター（0.25%）を下回る場合は、GC レポレートのリスクファクターを採用する。 ➢ GC とSC の区別は、現在の市場環境においては、プラスのレポレートであるものをGC 、0 以下のレポレートであるものをSCと位置付ける。なおこの考え方は、市場環境に応じて適宜見直すこととする。（例えば、GC のレポレートよりαベーシス下回るものをSC と定義し、αを市場環境に応じて適宜見直す） ➢ 同様に、0.25%といったGC の変動リスク幅についても、市場環境に応じて適宜見直すこととする。（日本国債清算機関が必要と判断した時点で、その変動幅を大きくする等の対応を採ることとする。）	・このリスクファクター0.25%の最終的な数値は、別途検討し確定する。 ・αの最終的な数値についても、別途検討し確定する。
B) レポレートの変動リスクを回避するためのクリアリング･ファンド金額の確定	➢ レポレート変動についてのクリアリング・ファンドの計算は、 クリアリング・ファンド・グロス金額 ＝(各銘柄のレポレート変動リスクファクター) ＊評価時価から算出された精算金額＊レポの期間(実日数)／３６５ ➢ 上記で計算されたグロス金額を、いわゆるロングポジション、ショートポジションについては相殺し、レポレート変動に関するPOMA を確定する。・・① ➢ レポレートのPOMA についても、平均POMA として直近120 営業日間の内、数値の大きいもの20 日分を平均したものを算出する。（レポレートの平均POMA ）・・② ➢ また、レポレートの変動についても、必ずしも全ての銘柄が同方向に動くとは限らないので、計算されたグロスのリスク金額の10%を計算する。・・③	

<table>
<tr><th>項　目</th><th>概　要</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>➢ ①、②、③の内、最大のものを「レポレートの変動リスクを回避するためのクリアリング・ファンド」として確定する。</td><td></td></tr>
<tr><td>(4) クリアリング・ファンド金額の確定</td><td>以上のファンズ・オンリー・セトルメントを履行しないリスク、現物 DVP を履行しないリスク（時価からの価格変動リスク、レポレートの変動リスク）を回避するためのファンド金額を合算したものをクリアリング・ファンドとして各参加者に通知する。</td><td></td></tr>
<tr><td>(5) クリアリング・ファンドの授受</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>①クリアリング・ファンドとして認められる対象</td><td>➢ 現金（付利はしない）
➢ 日本国債（振決債の非課税玉に限定し、一定のヘアカット率を設ける。消費貸借的な契約で受入ることを想定）。ただし、償還日に係る振替停止期間に入る前までの銘柄とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>②クリアリング・ファンドの預託方法</td><td>➢ クリアリング・ファンドは、一切取引が無くとも一定金額は日本国債清算機関に対して預託するものとする。
➢ 各参加者は、10 億円をクリアリング・ファンドとして最低限預託する。
➢ 日本国債清算機関は、代用有価証券から発生するクーポンについては、預託している参加者に対して付け替えを行う。
➢ 代用有価証券として用いる国債（非課税玉に限定）については、一定のヘアカット率を定める。ヘアカット率は、国債の残存年限に応じて右表のように設定する。</td><td><table><tr><th>残存期間</th><th>担保価格</th></tr><tr><td>1 年以内のもの</td><td>時価の 99%</td></tr><tr><td>1 年超 5 年以内のもの</td><td>時価の 98%</td></tr><tr><td>5 年超 10 年以内のもの</td><td>時価の 96%</td></tr><tr><td>10 年超 20 年以内のもの</td><td>時価の 94%</td></tr><tr><td>20 年超のもの</td><td>時価の 90%</td></tr></table>・最終的なヘアカット率は、別途検討し確定する。
・非課税計算された経過利子相当額を上記担保価格に上乗せした形で、当該債券の担保価値とする。</td></tr>
</table>

Ⅴ．参加者に対する参加者資格の管理と破綻時の処理

項　目	概　要	備　考
１．概要	日本国債清算機関は、参加者を、契約の遵守・正確なオペレーションの実行などの観点と、財務内容といった信用状況の観点の2 面から監視し、必要に応じて罰則金、クリアリング・ファンドの増額、債務引受の停止などの措置を講ずることができる。	なお、これら参加者資格の管理については、各参加者の監督当局や決済機関や取引所などと情報共有を含めた連携を行うことで、より確実に管理できるものと考えられることから、その方策については今後検討していく。
	＊参加者資格の管理と破綻時の処理については現在検討中	

項　目	概　要	備　考
2.損失が発生した場合の配分方法	日本国債清算機関は、その清算業務を行うに当たり、参加者が破綻するリスクを抱えていることとなる。参加者が破綻し日本国債清算機関に損失が発生した場合、その損失を以下のような手順で回避する。 ➢ 【ステップ1】破綻した参加者が差入れていたクリアリング・ファンド等を処分することで、その損失を補填する。日本国債清算機関から破綻参加者に支払う予定だったファンズ･オンリー･セトルメント等も損失の補填にあてられる。 ➢ 【ステップ2】ステップ1をもって損失を回避できない場合は、破綻した参加者と取引をしていた各参加者に対して、その残りの損失を取引金額に応じて比例配分し、その負担を求める。 ➢ 【ステップ3】ステップ2 において参加者が損失分担金を支払わない場合には、その債務引受を停止する。その上で、当該ネッティングメンバーから受入ているクリアリング・ファンドを処分することで、その損失相当額を負担させる。なお、参加者のクリアリング・ファンドを全て処分しても、その参加者が支払うべき負担金額に満たない場合は、当該メンバーは不足金額の支払い義務を継続的に負い、最終的に支払いができない場合は、日本国債清算機関は法的措置を講ずることも可能とする。 ➢ 【ステップ4】ステップ3において、その参加者が支払うべき負担金額に満たない部分に対して、日本国債清算機関の利益剰余金の25%もしくは取締役会が適切と判断した場合は25%よりも大きい割合を、その差額の損失に充てることとする。 ➢ 【ステップ5】ステップ4をもっても損失を補えない場合は、日本国債清算機関は全てのネッティングメンバーから徴収しているクリアリング・ファンドのうち、時価相当額で1 億円を上限として利用する。（これは、各参加者に均等に割り振る。この結果クリアリング・ファンドが不足してしまう場合は、各参加者は別途その差入を行う必要がある。） ➢ 【ステップ6】ステップ5をもっても損失が補えない場合、日本国債清算機関は各参加者に対し、各参加者のクリアリング・ファンドの金額に比例した形でその損失を配分し、その負担を求める。 ➢ 【ステップ7】ステップ6において、その参加者が追加の分担金を支払わず、同時にその追加分担金が当該参加者のクリアリング・ファンドを全て処分しても支払えない場合は、当該参加者はそのファンドを処分し、同時に参加者資格を返上することでそれ以上の負担を免れることを選択することもできる。 ➢ 【ステップ8】ステップ7で参加者資格を返上した参加者がいた場合、残った損失は残された各参加者のクリアリング・ファンドの金額に応じて再配分される。	

Ⅵ. 清算業務開始時期

項　目	概　要	備　考
1.清算業務開始時期	2005年5月頃を目処に日本国債清算機関の清算業務（債務引受業務）を開始する。	詳細な日付については、総合運転試験の日程等が確定した段階で公表する。

別紙

【パターン①】　自己での決済

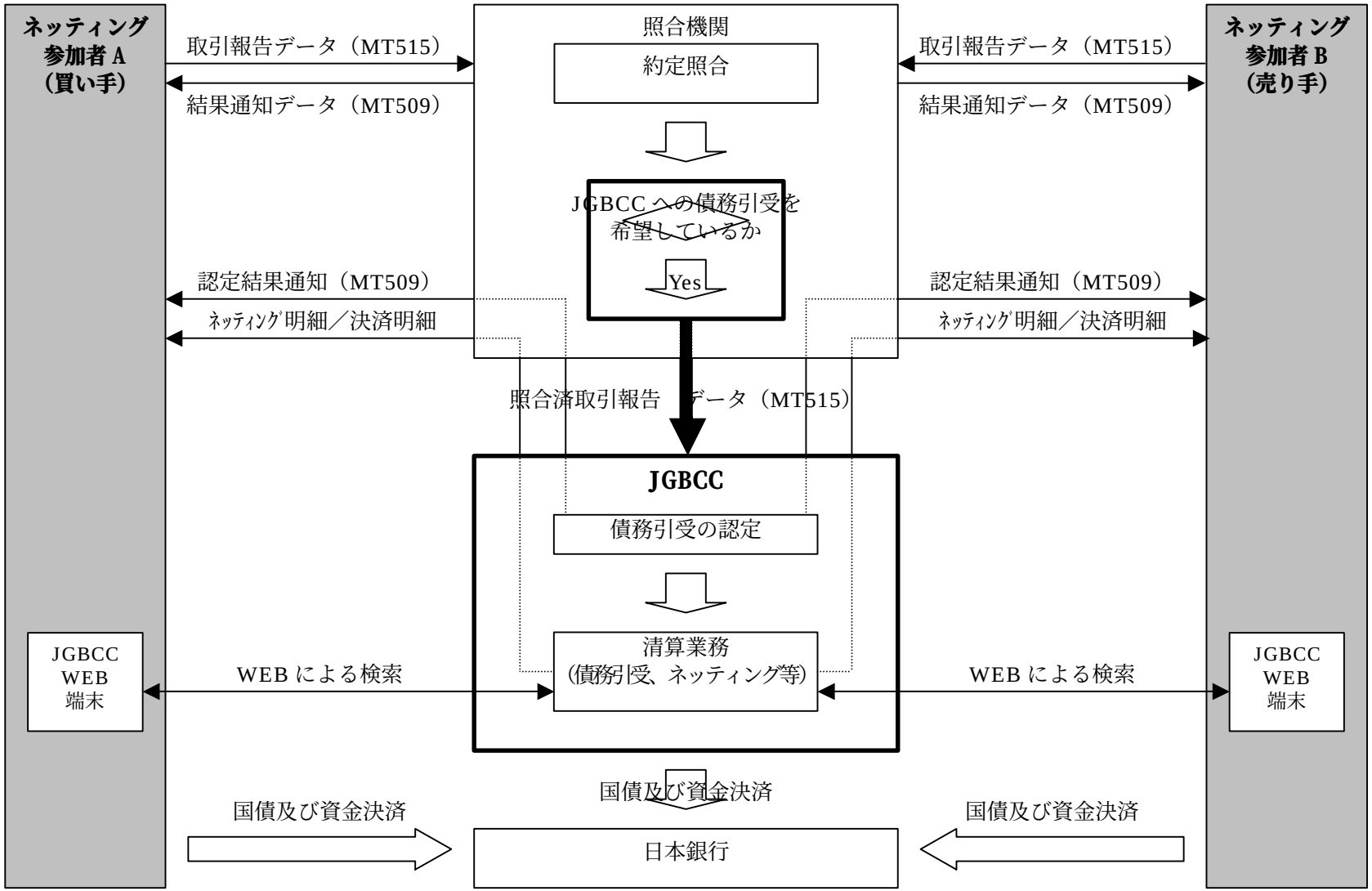

別紙

【パターン②】　証券及び資金の決済代行

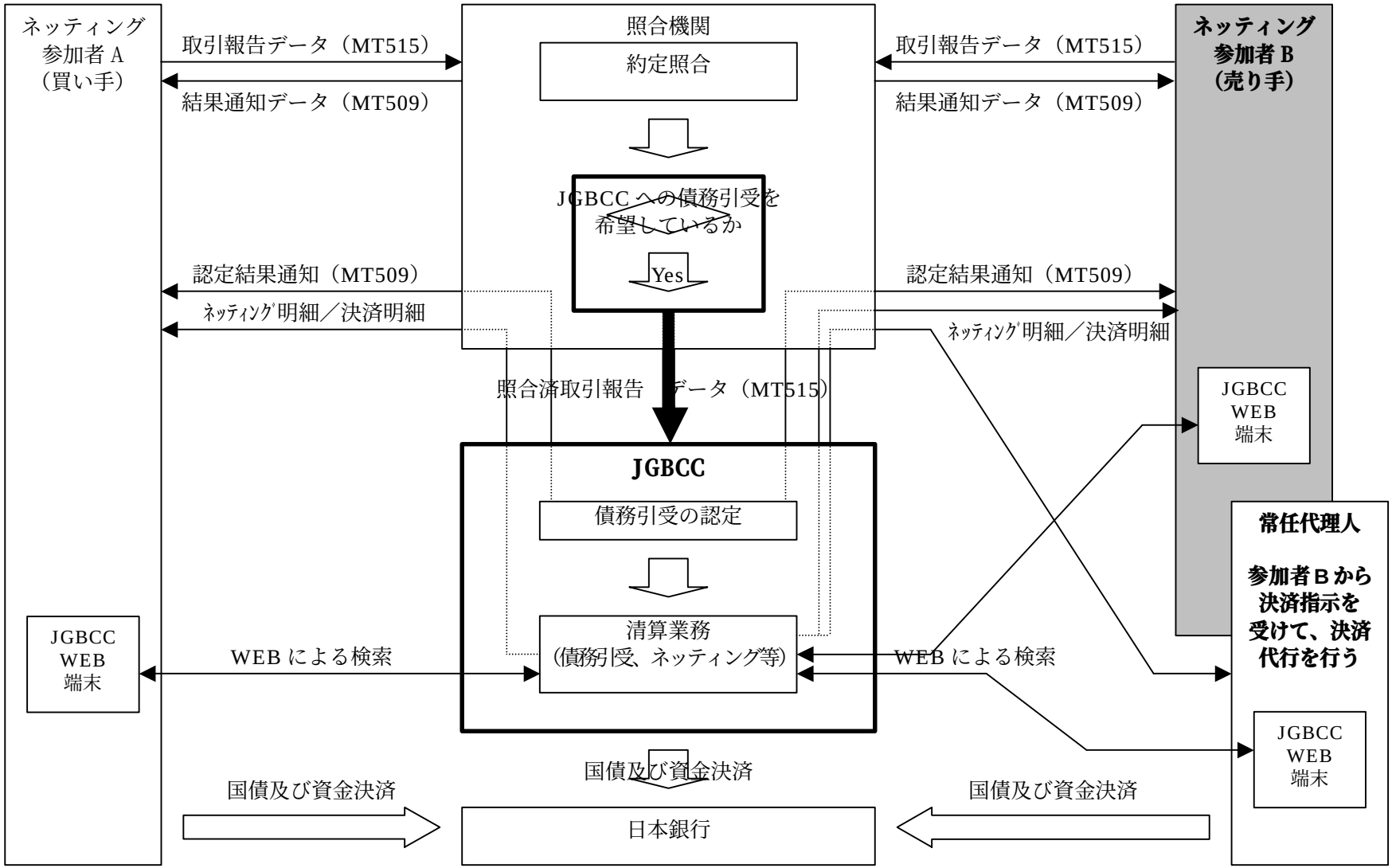

別紙

【パターン③】　約定照合、清算業務の事務代行と証券及び資金の決済代行

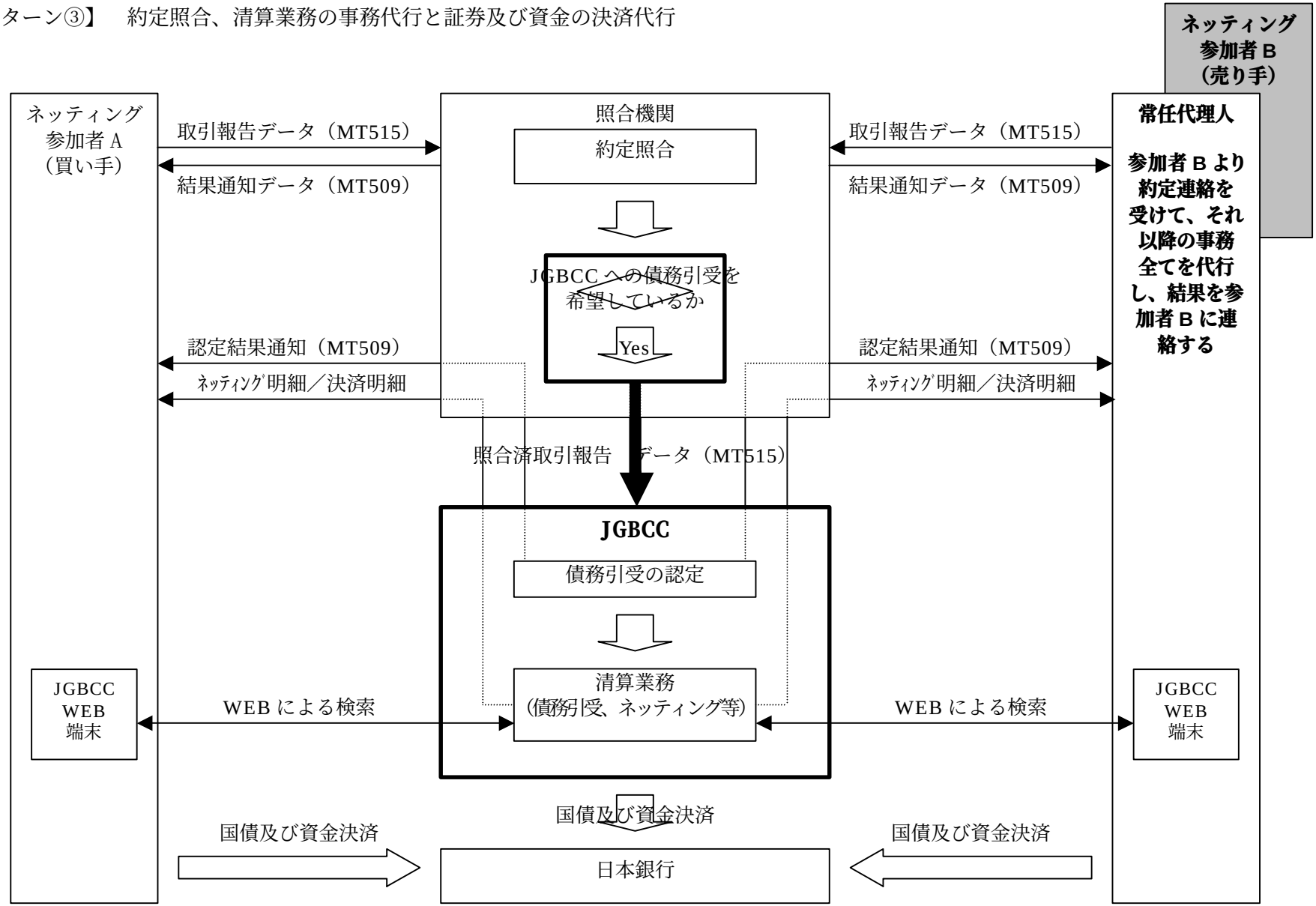

別紙

【パターン④】　清算取次ぎ

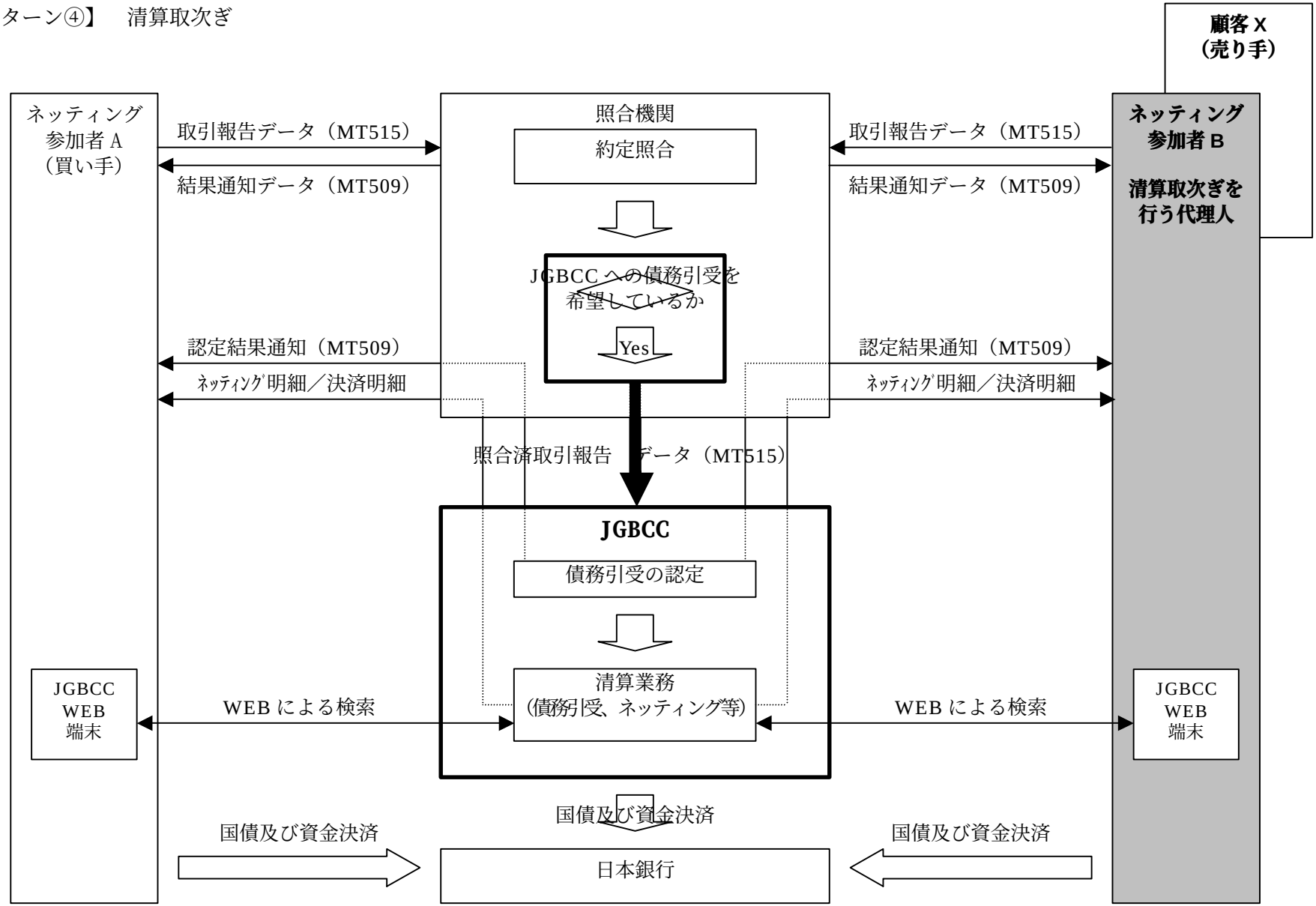

別紙
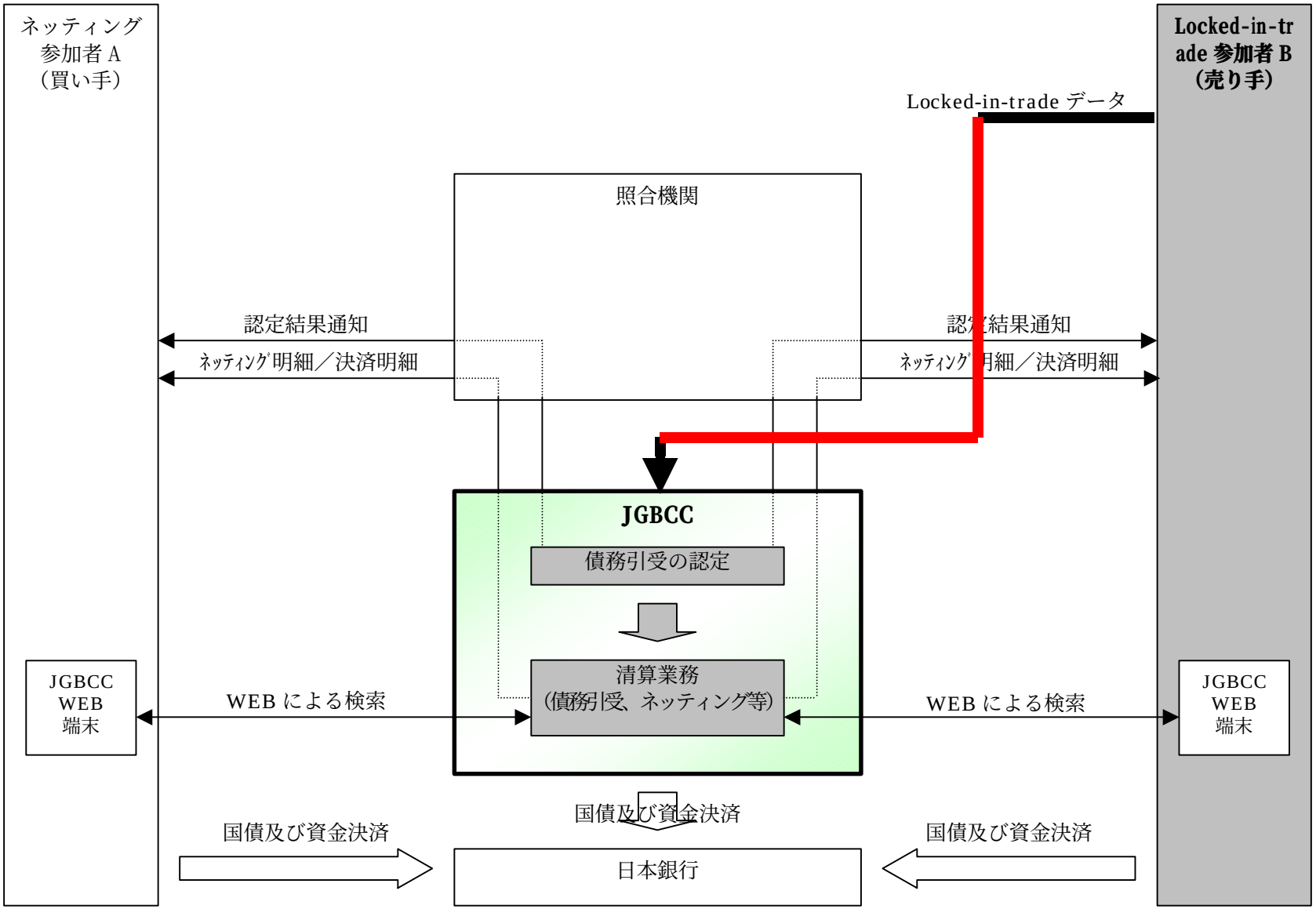
【パターン⑤】 Locked-in-trade